

災害被災世帯し尿処理料金交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害によりし尿汲み取り槽が浸水被害を受けた世帯（以下、災害被災世帯という。）の生活環境を保全するため、し尿の汲み取り、収集、運搬及びバイオマス利活用センターの投入に要する料金（以下、し尿処理料金という。）に係る交付金の交付対象、交付金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付対象となる災害被災は、大雨・洪水・高潮・津波等各注意報、警報及び特別警報が発令されたうえで災害により、し尿汲み取り槽が浸水被害を受け満水になった、次のいずれかの条件を満たす場合とする。

- (1) 雨量が時間当たり 20 mm以上あった場合。
- (2) 床下浸水以上の災害が認められた場合。

(交付金の交付)

第3条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理業者のうち、し尿を収集運搬する者（以下、し尿処理業者という。）が実施した災害被災世帯のし尿処理料金についてし尿処理業者に交付金を交付する。

(交付金額)

第4条 交付金の額は、し尿処理業者が実施した災害被災世帯のし尿処理料金の2分の1とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、交付金の総額は予算額を超えないものとする。

(交付金の申請)

第5条 し尿処理料金の交付金交付を受けようとするし尿処理業者は、災害被災世帯し尿処理料金交付金申請書（別紙様式1）、領収書の写し、被災証明書（別紙様式2）及び災害被災世帯し尿処理料金交付金の請求および受領に関する委任状（別紙様式3）を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第6条 市長は、前条に定める申請があったときには、その内容を審査した上、交付額を確定した者に対しては、災害被災世帯し尿処理料金交付金交付確定通知書（別添様式4）にてし尿処理業者に通知するものとする。

(交付金の請求)

第7条 市長は、前条の規定による交付金の交付額の確定後、市の指定する請求書によるし尿処理業者の請求に基づき、交付金を交付する。

(交付金交付の取消し)

第8条 市長は、し尿処理業者が不正の手段により交付金を受けた場合には、交付金の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、交付金の返還を命ずることができる。

(取扱いの期間)

第10条 市長は、災害の状況により、取扱いの期間を限定することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。